

令和3年4月22日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 蔵並 貴子
宮下 明

地域医療介護総合確保基金における管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業に実施の一部改正についての送付について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 篠原 裕希
(公印省略)

「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施の一部改正について」の送付について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員へのご周知方につきご協力いただきたくお願いいたします。

なお、本通知は、本会ホームページ (<https://www.kanagawa.med.or.jp/>) の会員専用ページ「お知らせ（介護保険関係）」に掲載いたしますのでご利用ください。

【添付資料】

- ・「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施の一部改正について」（R3.4.6 介4 日本医師会常任理事）

事務担当：保険医療・学術課 河上

TEL 045-241-7000 / FAX 045-241-1464

(介4)

令和3年4月6日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施の一部改正について」の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」の「別記2 介護従事者の確保に関する事業」における、「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」に規定されている事業のうち、「その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする」とされている事業の実施要綱については、今年度「「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の送付について」（令和2年4月20日付（介27））及び一部改正を（令和2年5月18日付（介45）、令和3年3月15日付（介220））としてご連絡しております。

今般、当該実施要綱の別紙2「ICT導入支援事業実施要綱」について、

- 平成28年度から運用している「VISIT」及び令和2年度から運用している「CHASE」について、令和3年度から一体的に運用し、名称を「LIFE」に改称。
- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の第5.1版が令和3年1月29日に施行。

に関連し一部改正が行われ、通知が発出されましたので、ご送付させていただきます。なお、別紙1及び別紙3につきましては、改正はないとのことです。



老高発0330第1号
老認発0330第1号
令和3年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）
認知症施策・地域介護推進課長
（公印省略）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における
「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施の一部改
正について

「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）の別記2の「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」に規定されている事業のうち、「その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする」とされている事業については、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」（令和2年4月14日老高発0414第1号、老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長連名通知）の別紙により実施されているところであるが、今般、別紙2の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和3年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関等に周知を願いたい。

別紙1 介護ロボット導入支援事業実施要綱

別紙2 ICT導入支援事業実施要綱

別紙3 介護事業所に対する業務改善支援事業実施要綱

○ 地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について（令和2年4月14日 老高発0414第1号、老振発0414第1号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">ICT導入支援事業実施要綱</p> <p>1. 事業の目的 介護分野における生産性向上は、職場環境の改善や人材確保の観点から、重要な課題であり、ICT化については、特に介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化につながるものである。 また、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「介護分野におけるICT化に関しては、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進し、ICTの導入を促進するための総合的な対応を検討し、来年度に導入を抜本的に進める」こととされている。 そのため、本事業において、介護事業所におけるICT導入を支援することにより、介護分野におけるICT化を抜本的に進めるものである。</p> <p>2. 対象事業所 介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）</p> <p>3. 要件等 (1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。 また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。 (2) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合に</p>	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">ICT導入支援事業実施要綱</p> <p>1. 事業の目的 介護分野における生産性向上は、職場環境の改善や人材確保の観点から、重要な課題であり、ICT化については、特に介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化につながるものである。 また、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「介護分野におけるICT化に関しては、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進し、ICTの導入を促進するための総合的な対応を検討し、来年度に導入を抜本的に進める」こととされている。 そのため、本事業において、介護事業所におけるICT導入を支援することにより、介護分野におけるICT化を抜本的に進めるものである。</p> <p>2. 対象事業所 介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）</p> <p>3. 要件等 (1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。 また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。 (2) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合に</p>

<p>は、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。なお、上記標準仕様は令和2年3月26日に改訂版が発出されているので留意されたい。</p> <p>(3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末やバックオフィス業務用のソフト等を導入することのみも対象とする。 ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、「<u>医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版</u>」（令和3年1月）を参考にすること。</p> <p>(4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。</p> <p>(5) タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。</p> <p>(6) 本事業によりICTを導入した事業所においては、「<u>科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence; LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）</u>による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。</p> <p>(7) 「6. 導入計画の作成及び導入効果の報告・公表」に基づき、導入計画の作成及び導入効果の報告を行うとともに、ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。</p> <p>(8) 「<u>介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版</u>」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）や「<u>居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.1.1</u>」（厚生労働省老健局振興課・平成28年度）を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。</p> <p>4. 補助額 補助対象となる事業所ごとに、次により算出された額以内の金額で補助を行うこととする。</p>	<p>は、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。なお、上記標準仕様は令和2年3月26日に改訂版が発出されているので留意されたい。</p> <p>(3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末やバックオフィス業務用のソフト等を導入することのみも対象とする。 ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、「<u>医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版</u>」（平成29年5月）を参考にすること。</p> <p>(4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。</p> <p>(5) タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。</p> <p>(6) 本事業によりICTを導入した事業所においては、「<u>VISIT</u>（通所リハビリテーション事業所及び訪問リハビリテーション事業所に限る。）及び「<u>CHASE</u>」による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。</p> <p>(7) 「6. 導入計画の作成及び導入効果の報告・公表」に基づき、導入計画の作成及び導入効果の報告を行うとともに、ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。</p> <p>(8) 「<u>介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版</u>」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）や「<u>居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.1.1</u>」（厚生労働省老健局振興課・平成28年度）を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。</p> <p>4. 補助額 補助対象となる事業所ごとに、次により算出された額以内の金額で補助を行うこととする。</p>
--	---

(1) 「5. 補助対象経費」に定める補助対象経費の実支出額の合計に次の表の①欄に定める補助対象となる事業所の区分ごとに、②欄に定める補助率を乗じた額、又は「5. 補助対象経費」に定める補助対象経費の実支出額の合計から各都道府県が設定した金額を控除した額を算出する(※1)。

①区分	②補助率
以下の要件のいずれかを満たす事業所に補助する場合 ・ LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること(※2)。 ・ 事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること(※3)。	4分の3を下限に各都道府県が設定した率
上記以外の事業所に補助する場合	2分の1を下限に都道府県が設定した率

(2) (1) で算出した額と、以下の表の第1欄に定める職員数(※4、※5)に応じた第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

1 職員数	2 基準額
1名以上10名以下	1,000,000円
11名以上20名以下	1,600,000円
21名以上30名以下	2,000,000円
31名以上	2,600,000円

※1 補助率の上限は各都道府県において設定することができるが、事業所の負担は必ず求めることとする。また、補助率を設定せずに定額補助とする場合には、事業所負担分として各都道府県が定めた金額を控除することとする。

※2 導入計画により LIFE の利用申請を行っていることを確認すること。なお、LIFE への登録については、データ入力に係る負担を軽減する観点から、それぞれの CSV 連携の標準仕様を実装した介護ソフトを活用すること。

(1) 「5. 補助対象経費」に定める補助対象経費の実支出額の合計に次の表の①欄に定める補助対象となる事業所の区分ごとに、②欄に定める補助率を乗じた額、又は「5. 補助対象経費」に定める補助対象経費の実支出額の合計から各都道府県が設定した金額を控除した額を算出する(※1)。

①区分	②補助率
以下の要件のいずれかを満たす事業所に補助する場合 ・ VISIT 若しくは CHASE にデータを提供している又は提供を予定していること(※2)。 ・ 事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること(※3)。	4分の3を下限に各都道府県が設定した率
上記以外の事業所に補助する場合	2分の1を下限に都道府県が設定した率

(2) (1) で算出した額と、以下の表の第1欄に定める職員数(※4、※5)に応じた第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

1 職員数	2 基準額
1名以上10名以下	1,000,000円
11名以上20名以下	1,600,000円
21名以上30名以下	2,000,000円
31名以上	2,600,000円

※1 補助率の上限は各都道府県において設定することができるが、事業所の負担は必ず求めることとする。また、補助率を設定せずに定額補助とする場合には、事業所負担分として各都道府県が定めた金額を控除することとする。

※2 導入計画により VISIT・CHASE の利用申請を行っていることを確認すること。なお、VISIT・CHASE への登録については、データ入力に係る負担を軽減する観点から、それぞれの CSV 連携の標準仕様を実装した介護ソフトを活用すること。

※3 導入計画により具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等を確認すること。なお、ここでいう「データ連携」は、既存の情報共有システムやデータ連携サービスを利用して、同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においても居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている場合を想定している。

※4 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。また、常勤・非常勤の別は問わない。

※5 職員数については、申請時点における常勤換算法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えない。

5. 補助対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(標準仕様や LIFE 対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。)、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分(当該年度の3月末までに係る経費)に限る。

※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど ICT 技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。なお、ハードウェアを導入する際には、3. の要件を満たしていることが前提となるので留意されたい。

※3 既に一気通貫を実現できている場合は、バックオフィス業務(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成

※3 導入計画により具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等を確認すること。なお、ここでいう「データ連携」は、既存の情報共有システムやデータ連携サービスを利用して、同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においても居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている場合を想定している。

※4 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。また、常勤・非常勤の別は問わない。

※5 職員数については、申請時点における常勤換算法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えない。

5. 補助対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(標準仕様や VISIT・CHASE 対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。)、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分(当該年度の3月末までに係る経費)に限る。

※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど ICT 技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。なお、ハードウェアを導入する際には、3. の要件を満たしていることが前提となるので留意されたい。

※3 既に一気通貫を実現できている場合は、バックオフィス業務(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成

などの業務)が単体となっているソフトの導入に係る経費も対象とする。なお、介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。

※4 運用に必要なWi-FiルーターなどWi-Fi環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。(ただし、通信費は対象とならない)

6. 導入計画の作成及び導入効果の報告・公表

(1) 導入計画の作成

本事業においてICT導入を行う事業者は、①導入する意義・目的、②導入する機器等、③期待される効果、④LIFEの利用申請の有無、⑤データ連携の有無(有(予定を含む)の場合は、具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等)を盛り込んだICT導入計画を作成するものとする。

当該計画の作成に当たっては、3.(8)に示したガイドライン等を参考に、導入による業務フローの見直し、導入を進めるための実施体制、職員への研修計画や技術的な支援体制の整備についても検討を行い、必要に応じて、計画に盛り込むことが望ましいこと。

(2) 導入効果の報告・公表

本事業においてICT導入等を行った介護事業所については、導入年度及び導入翌年度に、別紙様式(IGT導入支援事業 導入実績報告書)の調査項目を基本として、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課に導入製品の内容や導入効果等を報告するものとする。

具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、別途、通知する。

などの業務)が単体となっているソフトの導入に係る経費も対象とする。なお、介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。

※4 運用に必要なWi-FiルーターなどWi-Fi環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。(ただし、通信費は対象とならない)

6. 導入計画の作成及び導入効果の報告・公表

(1) 導入計画の作成

本事業においてICT導入を行う事業者は、①導入する意義・目的、②導入する機器等、③期待される効果、④VISIT・CHASEの利用申請の有無、⑤データ連携の有無(有(予定を含む)の場合は、具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等)を盛り込んだICT導入計画を作成するものとする。

当該計画の作成に当たっては、3.(8)に示したガイドライン等を参考に、導入による業務フローの見直し、導入を進めるための実施体制、職員への研修計画や技術的な支援体制の整備についても検討を行い、必要に応じて、計画に盛り込むことが望ましいこと。

(2) 導入効果の報告・公表

本事業においてICT導入等を行った介護事業所については、導入年度及び導入翌年度に、別紙様式(IGT導入支援事業 導入実績報告書)の調査項目を基本として、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課に導入製品の内容や導入効果等を報告するものとする。

具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、別途、通知する。

7. その他

(1) 他の補助制度との重複

経済産業省が実施している「IT導入補助金」による補助を受ける介護事業所の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象としないこと。

また、「介護ロボット導入支援事業」の対象となるものについては、本事業の補助対象とはならないこと。

(2) 補助回数

本事業を活用した補助は原則として1事業所1回とするが、補助額の合計が4.(2)に定める基準額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。2回目の補助を行う場合には、基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。

(対象となる具体例)

職員数10名の事業所の場合(基準額は100万円)

- 令和元年度に一気通貫の介護ソフト(20万円)を導入して補助を受け、令和2年度にタブレット(1台5万円)を3台導入する場合。
⇒計35万円で基準額の範囲内であるため、令和2年度に導入するタブレット5台分(15万円)が全額補助対象となる。
- 令和元年度にタブレット(1台5万円)を2台購入して補助を受け、令和2年度にタブレット(1台5万円)を追加で3台導入する場合。
⇒計25万円で基準額の範囲内であるため、令和2年度に導入するタブレット3台分(15万円)が全額補助対象となる。
- 令和元年度に一気通貫の介護ソフト(20万円)を導入して補助を受け、令和2年度にタブレット(1台5万円)を20台導入する場合。
⇒計120万円で基準額を超えてしまうため、2回目は基準額と1回目の補助額との差額(100万円-20万円=80万円)のみ補助対象となる。

7. その他

(1) 他の補助制度との重複

経済産業省が実施している「IT導入補助金」による補助を受ける介護事業所の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象としないこと。

また、「介護ロボット導入支援事業」の対象となるものについては、本事業の補助対象とはならないこと。

(2) 補助回数

本事業を活用した補助は原則として1事業所1回とするが、補助額の合計が4.(2)に定める基準額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。2回目の補助を行う場合には、基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。

(対象となる具体例)

職員数10名の事業所の場合(基準額は100万円)

- 令和元年度に一気通貫の介護ソフト(20万円)を導入して補助を受け、令和2年度にタブレット(1台5万円)を3台導入する場合。
⇒計35万円で基準額の範囲内であるため、令和2年度に導入するタブレット5台分(15万円)が全額補助対象となる。
- 令和元年度にタブレット(1台5万円)を2台購入して補助を受け、令和2年度にタブレット(1台5万円)を追加で3台導入する場合。
⇒計25万円で基準額の範囲内であるため、令和2年度に導入するタブレット3台分(15万円)が全額補助対象となる。
- 令和元年度に一気通貫の介護ソフト(20万円)を導入して補助を受け、令和2年度にタブレット(1台5万円)を20台導入する場合。
⇒計120万円で基準額を超えてしまうため、2回目は基準額と1回目の補助額との差額(100万円-20万円=80万円)のみ補助対象となる。

- ④ 令和元年度にタブレット（1台あたり1年間3万円）を3台リースして補助を受け、令和2年度にタブレット（1台あたり1年間3万円）を追加で3台リースする場合。
⇒機器のリース代は導入年度分のみの補助となるため、2回目は令和2年度分（3万円×3台＝9万円）のみが補助対象となる。
- ⑤ 令和元年度にタブレット（1台5万円）を10台導入して30万円（令和元年度の基準額）の補助を受け、令和2年度にタブレット（1台5万円）を追加で2台導入する場合。
⇒基準額と1回目の補助額との差額は50万円-30万円=20万円であるが、補助対象とできるのは当該年度分に導入した機器に係る経費のみであるので、令和2年度に購入した2台分（10万円）のみが補助対象となる。

別紙様式
別紙のとおり

- ④ 令和元年度にタブレット（1台あたり1年間3万円）を3台リースして補助を受け、令和2年度にタブレット（1台あたり1年間3万円）を追加で3台リースする場合。
⇒機器のリース代は導入年度分のみの補助となるため、2回目は令和2年度分（3万円×3台＝9万円）のみが補助対象となる。
- ⑤ 令和元年度にタブレット（1台5万円）を10台導入して30万円（令和元年度の基準額）の補助を受け、令和2年度にタブレット（1台5万円）を追加で2台導入する場合。
⇒基準額と1回目の補助額との差額は50万円-30万円=20万円であるが、補助対象とできるのは当該年度分に導入した機器に係る経費のみであるので、令和2年度に購入した2台分（10万円）のみが補助対象となる。

別紙様式
別紙のとおり

ICT導入支援事業実施要綱

1. 事業の目的

介護分野における生産性向上は、職場環境の改善や人材確保の観点から、重要な課題であり、ICT化については、特に介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化につながるものである。

また、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「介護分野におけるICT化に関しては、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進し、ICTの導入を促進するための総合的な対応を検討し、来年度に導入を抜本的に進める」こととされている。

そのため、本事業において、介護事業所におけるICT導入を支援することにより、介護分野におけるICT化を抜本的に進めるものである。

2. 対象事業所

介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）

3. 要件等

- (1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。

また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。

- (2) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。なお、上記標準仕様は令和2年3月26日に改訂版が発出されているので留意されたい。

- (3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末やバックオフィス業務用のソフト等を導入することのみも対象とする。

ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による

貼付)を行うなど事業所において工夫すること)。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」(令和3年1月)を参考にすること。

- (4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること(有償・無償を問わない)。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
- (5) タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。
- (6) 本事業によりICTを導入した事業所においては、「科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence; LIFE(ライフ)。以下「LIFE」という。)による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
- (7) 「6. 導入計画の作成及び導入効果の報告・公表」に基づき、導入計画の作成及び導入効果の報告を行うとともに、ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。
- (8) 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」(厚生労働省老健局・令和2年3月発行)や「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.1.1」(厚生労働省老健局振興課・平成28年度)を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。

4. 補助額

補助対象となる事業所ごとに、次により算出された額以内の金額で補助を行うこととする。

- (1) 「5. 補助対象経費」に定める補助対象経費の実支出額の合計に次の表の①欄に定める補助対象となる事業所の区分ごとに、②欄に定める補助率を乗じた額、又は「5. 補助対象経費」に定める補助対象経費の実支出額の合計から各都道府県が設定した金額を控除した額を算出する(※1)。

①区分	②補助率
以下の要件のいずれかを満たす事業所に補助する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ LIFEにデータを提供している又は提供を予定していること(※2)。 ・ 事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること(※3)。 	4分の3を下限に各都道府県が設定した率
上記以外の事業所に補助する場合	2分の1を下限に都道府県が設定した率

(2)(1)で算出した額と、以下の表の第1欄に定める職員数(※4、※5)に応じた第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

1 職員数	2 基準額
1名以上10名以下	1,000,000円
11名以上20名以下	1,600,000円
21名以上30名以下	2,000,000円
31名以上	2,600,000円

- ※1 補助率の上限は各都道府県において設定することができるが、事業所の負担は必ず求めることとする。また、補助率を設定せずに定額補助とする場合には、事業所負担分として各都道府県が定めた金額を控除することとする。
- ※2 導入計画によりLIFEの利用申請を行っていることを確認すること。なお、LIFEへの登録については、データ入力に係る負担を軽減する観点から、それぞれのCSV連携の標準仕様を実装した介護ソフトを活用すること。
- ※3 導入計画により具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等を確認すること。なお、ここでいう「データ連携」は、既存の情報共有システムやデータ連携サービスを利用して、同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においても居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている場合を想定している。
- ※4 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。また、常勤・非常勤の別は問わない。
- ※5 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えない。

5. 補助対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(標準仕様やLIFE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。)、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など

- ※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフ

トの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分（当該年度の3月末までに係る経費）に限る。

- ※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。なお、ハードウェアを導入する際には、3.の要件を満たしていることが前提となるので留意されたい。
- ※3 既に一気通貫を実現できている場合は、バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）が単体となっているソフトの導入に係る経費も対象とする。なお、介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。
- ※4 運用に必要なWi-FiルーターなどWi-Fi環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。（ただし、通信費は対象とならない）

6. 導入計画の作成及び導入効果の報告・公表

(1) 導入計画の作成

本事業においてICT導入を行う事業者は、①導入する意義・目的、②導入する機器等、③期待される効果、④LIFEの利用申請の有無、⑤データ連携の有無（予定を含む）の場合は、具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等を盛り込んだICT導入計画を作成するものとする。

当該計画の作成に当たっては、3.（8）に示したガイドライン等を参考に、導入による業務フローの見直し、導入を進めるための実施体制、職員への研修計画や技術的な支援体制の整備についても検討を行い、必要に応じて、計画に盛り込むことが望ましいこと。

(2) 導入効果の報告・公表

本事業においてICT導入等を行った介護事業所については、導入年度及び導入翌年度に、別紙様式（ICT導入支援事業 導入実績報告書）の調査項目を基本として、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課に導入製品の内容や導入効果等を報告するものとする。

具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、別途、通知する。

7. その他

(1) 他の補助制度との重複

経済産業省が実施している「IT導入補助金」による補助を受ける介護事業所の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象としないこと。

また、「介護ロボット導入支援事業」の対象となるものについては、本事業の補助対象とはならないこと。

(2) 補助回数

本事業を活用した補助は原則として1事業所1回とするが、補助額の合計が4.(2)に定める基準額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。2回目の補助を行う場合には、基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。

(対象となる具体例)

職員数10名の事業所の場合(基準額は100万円)

- ① 令和元年度に一気に介護ソフト(20万円)を導入して補助を受け、令和2年度にタブレット(1台5万円)を3台導入する場合。
⇒計35万円で基準額の範囲内であるため、令和2年度に導入するタブレット5台分(15万円)が全額補助対象となる。
- ② 令和元年度にタブレット(1台5万円)を2台購入して補助を受け、令和2年度にタブレット(1台5万円)を追加で3台導入する場合。
⇒計25万円で基準額の範囲内であるため、令和2年度に導入するタブレット3台分(15万円)が全額補助対象となる。
- ③ 令和元年度に一気に介護ソフト(20万円)を導入して補助を受け、令和2年度にタブレット(1台5万円)を20台導入する場合。
⇒計120万円で基準額を超えてしまうため、2回目は基準額と1回目の補助額との差額(100万円-20万円=80万円)のみ補助対象となる。
- ④ 令和元年度にタブレット(1台あたり1年間3万円)を3台リースして補助を受け、令和2年度にタブレット(1台あたり1年間3万円)を追加で3台リースする場合。
⇒機器のリース代は導入年度分のみ補助となるため、2回目は令和2年度分(3万円×3台=9万円)のみが補助対象となる。
- ⑤ 令和元年度にタブレット(1台5万円)を10台導入して30万円(令和元年度の基準額)の補助を受け、令和2年度にタブレット(1台5万円)を追加で2台導入する場合。
⇒基準額と1回目の補助額との差額は50万円-30万円=20万円であるが、補助対象とできるのは当該年度分に導入した機器に係る経費のみであるので、令和2年度に購入した2台分(10万円)のみが補助対象となる。

(別紙様式)

ICT導入支援事業 導入実績報告書

記入年月日	
記入担当氏名	
連絡用メールアドレス	
連絡用TEL	

1. 基本情報

事業所番号	
事業所名	
開設主体	選択
郵便番号	
都道府県	
市区町村	
サービス種別	選択
利用者定員	選択
職員数(常勤換算)	選択

2. 事業所のICT化の状況

導入機器等により、事業所内は記録業務まで転記処理が不要となったか。	選択
「標準仕様」で利用してサービス利用票(提供票)の情報共有を行っているか。	選択
居宅サービス計画に係る「標準仕様」の活用状況	選択
VISIT・OHASEへの協力の状況	選択
厚生労働省HPIにあるガイドライン等を参考に、導入計画を作成したか。	選択

3. 事業所全体の状況(今年度の補助の有無に関わらず、ICT化しているもの)

利用者の記録・アセスメント	選択
サービス利用票(提供票)予定	選択
利用計画やソフト等の作成	選択
具体的なサービス内容等の記録	選択
サービス利用票(提供票)実績	選択
情報共有	選択
介護報酬請求	選択

4. ICTの導入により改善したと思うこと

事業所運営・業務について	選択
記録について	選択
情報連携・共有について	選択

5. ICTの導入にあたり工夫したこと、うまくいかなかったこと、今後改善が必要なこと

工夫したこと	選択
うまくいかなかったこと	選択
今後改善が必要なこと	選択

6. 導入機器の内容等

導入機器1		選択
導入したICT機器の種別		選択
導入したソフトのメーカー・ベンダー名		選択
介蔵ソフト名		選択
介蔵ソフトの機能		選択
支払い方式		選択
購入金額・補助金額合計		選択
契約形態		選択
保守・修理費用		選択
提供形態		選択
導入回数・ライセンス数		選択
選択した理由		
使用した感想		

導入機器2

導入したICT機器の種別		選択
導入したソフトのメーカー・ベンダー名		選択
介蔵ソフト名		選択
介蔵ソフトの機能		選択
支払い方式		選択
購入金額・補助金額合計		選択
契約形態		選択
保守・修理費用		選択
提供形態		選択
導入回数・ライセンス数		選択
選択した理由		
使用した感想		

導入機器3

導入したICT機器の種別		選択
導入したソフトのメーカー・ベンダー名		選択
介蔵ソフト名		選択
介蔵ソフトの機能		選択
支払い方式		選択
購入金額・補助金額合計		選択
契約形態		選択
保守・修理費用		選択
提供形態		選択
導入回数・ライセンス数		選択
選択した理由		
使用した感想		